

兵庫県立川西緑台高等学校服装規定等生徒心得

生徒心得（生徒手帳より抜粋）

1 生徒心得

本校の教育目的及び方針の達成に努め、積極的に各自の能力の育成に励み、より豊かな人間性を培い、一致協力してよい校風、伝統の樹立に邁進しよう。また、本校生徒としての誇りと責任を堅持し、学校生活の充実を図るため次の生徒心得を熟知し、日々の行動を正していこう。

登下校

- (1) 8時35分までに登校する。
- (2) 下校時刻は17時までとする。やむをえない理由で居残るものは、関係職員、生徒指導部の承認をえた延長願を提出する。この際必ず先生の指導下でなければならない。また、残留できる時間は3月～10月は19時まで、11月～2月は18時30分までとする。
- (3) 休日に登校し学校の施設を利用するものは、関係の先生と生徒指導部の承認をえた休日活動願を提出する。
- (4) 登校後必要あって外出する際は、担任の許可（外出届）を受ける。
- (5) 自転車通学を希望する者は、学校の許可を受ける。（許可の範囲は別に定める）
自転車通学者は学校に登録して、ステッカーを所定の位置につけ、所定の場所に施錠しておく。

校 紀

- (1) 質素清潔な容姿を維持し、端正な姿勢を保つ。
- (2) 校内での飲食は所定の時間、所定の場所に限られる。
- (3) 金銭、物品の貸借はみだりにしてはならない。生徒間での物品の販売は禁止する。
- (4) 下足、傘は必ず指定された場所におき、校舎内では上履を使用する。上履のまま運動場などに出てはいけない。
- (5) 生徒証は常に携行する。
- (7) 登下校の際は原則制服を着用する。
- (9) 学校の内外を問わず、集会をしたり、他の団体に加入したりしようとするときはあらかじめ生徒指導部に届け出て学校の許可を受ける。（生徒会関係、部活動、スポーツの対抗試合もこれによる）
- (10) 生徒が校内に掲示物を掲示する場合、あらかじめ掲示物を生徒指導部に提出して許可印を受け枚数、場所、期限を限って行うことができる。

- (11) 生徒が伝達放送する場合、あらかじめ放送原稿を放送係に提出する。
- (12) 生徒が印刷物や文書を配布するとき、その最終原稿を生徒指導部に提出し、許可を受ける。

校外生活

- (1) 生徒として好ましくない飲食店には立ちよらない。かつ登下校時には飲食店にみだりに立入らない。
- (2) アルバイトは原則として認めない。家庭の事情等で行わねばならぬ時は必ず保護者が担任と相談をして手続きをする。
- (3) 外出の場合は、保護者に行き先、帰宅時刻などを告げる。夜遅い外出や外泊は厳に慎まねばならない。また、自分の家に友人を招いた時は早く帰宅してもらうよう心がける。
- (4) 飲酒、喫煙、暴力行為、万引き等は絶対にしてはならない。

運転免許証の取得など

運転免許証の取得および単車等の使用は特殊事情のある場合を除き認めない。趣旨はあくまで生徒諸君の「命とからだを守る」ことにある。やむを得ず免許証の取得が認められた場合にのみ許可することがある。

- ① 就職が内定し企業側から免許取得を求められた場合。
- ② 家業をどうしても手伝わなければならないなどの家庭の事情のある場合。

その他

- (1) 政治活動は学校内では行わない。
- (2) 学校内外での募金運動は事前に願い出る。

2 服装規定

1 総 則

服装、頭髪は端正、清潔にし、華美に走らず、高校生らしい容姿に心掛ける。

2 制 服

登下校及び公用外出には原則制服を着用すること。

令和4年度、令和5年度入学生（第54回生、第55回生）

- (1) 指定のブレザー、ズボン、スカート+指定の長袖シャツ+指定のネクタイまたはリボンのコーディネート为标准とする。
- (2) 式典では（1）を着用する。
- (3) （2）以外の時は、季節、気候に応じて本校所定の制服を着用する。

令和3年度入学生（53回生）

- (1) 男子制服は本校所定の黒学生服,または白色のカッターシャツおよびそれに準ずるものとする。
- (2) 女子は冬期,夏期とも本校所定の制服を着用するものとする。ネクタイ・リボンは本校所定のものを着用可とする
- (3) 女子ブラウスについては,本校所定のブラウスを標準とし,それに準ずるものとする。
- (4) 男女とも,季節,気候に応じて上記の服装を組み合わせ着用する。防寒具としてセーター,ベストの着用は可とする。
- (5) 制服には必ず所定の位置に校章を付けなければならない。校章は学年毎に所定の色のものを着用位置は,男女共左襟,または左胸とする。

以下全学年共通

3 防寒具

- (1) 冬期の登下校時は華美でない防寒具を着用してもよい(コート類,マフラー,手袋等を含む)登校時,教室に入った時点で脱ぐ。
1時間目開始～終礼までの間に着用することは禁止。
- (2) 防寒具着用期間は,11月1日～3月31日 までを原則とする。

4 付 則

- (1) 所定の制服の改変造は許可しない。
- (2) 頭髪にパーマ・脱色・染色を施さない。
- (3) 化粧や装身具類(ピアス・ネックレス・指輪等)は施さない。